**平成２１年（フ）第２３００２号**
東京都渋谷区恵比寿西２丁目11番22号
破産者　株式会社わさび
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２３００３号**
東京都港区赤坂２丁目22―12―102
破産者　篠原　　剛
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２３０４１号**
東京都品川区西大井３丁目７―11
破産者　矢島　弘文
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２３３８３号**
千葉県八街市富山1314番地33
破産者　株式会社ミツワ
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２３３８４号**
千葉県八街市榎戸360―１
破産者　渡邊　政広
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２３４４７号**
埼玉県所沢市北秋津778番地の11
破産者　有限会社キッズサーフ
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２３４４８号**
東京都東村山市青葉町２丁目38―８―304
破産者　有道　　彰
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２３４９４号**
神奈川県横浜市中区不老町１丁目６番地９
破産者　株式会社ウィズ・コミュニケーションズ
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２３４９５号**
神奈川県横浜市南区永田南１丁目４―15―307、開始決定時の住所神奈川県横浜市南区東蒔田町14―１―201
破産者　相蘇　俊雄
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２３５５０号**
東京都世田谷区北沢２丁目28番２号　深沢ビル２階
破産者　有限会社らいふ
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２３５５１号**
千葉県船橋市西船１丁目２―８
破産者　吉田　　滋
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２３５７１号**
東京都港区海岸１丁目14番24号
破産者　フロレゾン株式会社
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２３５８２号**
神奈川県藤沢市片瀬360―10　恒陽藤沢マンションＢ―504
破産者　伊藤　　覚
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２３５９０号**
東京都板橋区赤塚３丁目29番12号
破産者　ベターリビング工業株式会社
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２３５９２号**
千葉県東金市川場1320番地の14
破産者　有限会社北総タイル総合
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２３５９３号**
千葉県東金市家徳366―２―Ａ―３、開始決定時の住所千葉県東金市川場1320―14
破産者　長澤　政男
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２３５９４号**
千葉県東金市家徳366―２―Ａ―３、開始決定時の住所千葉県東金市川場1320―14
破産者　長澤　美代
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２３６１８号**
東京都渋谷区東３丁目25番４―602号
破産者　有限会社ひまわり印刷社
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２３６６１号**
東京都豊島区長崎４丁目14番10号
破産者　有限会社メイン住宅販売
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２３６６２号**
神奈川県横浜市青葉区荏田町180―１―303
破産者　南部由美子
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２３６６３号**
東京都昭島市田中町３丁目５―13―504
破産者　南部　敏志
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２３６６８号**
東京都荒川区荒川７丁目６番10号
破産者　有限会社協友工務店
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部